

港 湾 運 送 約 款

第 1 条 当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによります。

② この約款に定めていない事項は、法令又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）によります。

第 2 条 当社が営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ日刊の日本経済新聞に公告してこれに代えます。

② 前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告した日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなします。

第 3 条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取つた時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終わります。

② 当社は、取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号及び価格については、その責を負いません。

③ 当社は、撒物貨物については、当社の責任によって欠量した場合の外は、その責を負いません。

第 4 条 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を当社へ提出する必要があります。

1. 貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積
2. 仕向港若しくは仕出地及び到達地（国及び港、積換の要あるときは積換港名）
3. 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先
4. 荷送人の氏名又は商号及び住所
5. 作成年月日、委託者の氏名又は商号及び住所
6. 運賃諸掛金支払方法その他条件
7. B/L作成枚数その他B/Lに関する指示

8. その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指
図

② 正当でない又は不完全な記載から生じる結果については、委託者の負担と
します。当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を
負いません。

第 5 条 受託貨物は貨物を受取る権限を有する事を証する書類と引換でなければその
引渡をしません。

第 6 条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要する
ものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の外、当社は、特別
の注意又は特別の取扱をしなかつたことによつて生ずる損害については、そ
の責を負いません。

第 7 条 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性があつて社会通念上危
害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数
量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当
社にこれを明告した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り
委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は
危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすること
ができます。この場合貨物に対する一切の責任は、前記の処分によつて終了
します。

② 前項の明告がなかつた場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並び
に他の貨物、船舶、財産又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、
故意又は過失の有無にかかわらず委託者の負担にします。

③ 当社が第 1 項の明告を受けて受託した貨物であつても他の貨物、船舶、財産、
又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場
合は当社は第 1 項の規定に準じてこれを処分することができます。

第 8 条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記
し、且つ、予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、毀損その
他の損害並びに他の貨物、船舶、財産又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金
及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者の負担にします。

- 第 9 条 貨幣、紙幣、貴金屬、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を明告した場合の外、当社は、いかなる損害であっても賠償の責を負いません。
- 第 10 条 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代る標示をする必要があります。
- ② 当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であつても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがあります。
- 第 11 条 当社は、必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することができます。この場合に因つて生じた一切の費用は、委託者の負担とします。
- 第 12 条 貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷さばき場において行います。ただし、委託者の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがあります。
- 第 13 条 何れの側からも書面をもつて確認されない口頭、電話、電信による委託若しくはその他の通知の遵守については、当社は、これを担保しません。
- 第 14 条 当社は、次の場合には港湾運送の引受を拒否することがあります。
1. 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。
 2. 委託者から特別の負担を求められたとき。
 3. 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。
- 第 15 条 当社は、次の場合には、荷受人の費用をもつて貨物を倉庫業者に寄託することができます。
1. 荷受人を確知し得ないとき。
 2. 貨物引渡に関し争があるとき。
 3. 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。
 4. 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。
- ② 当社は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。
- 第 16 条 当社は、充分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつ

つその裁量によつて処理し、殊に運送の方法を選択することができます。

第17条 当社は、別段の指図が書面により明らかにされていないときは他の貨物と混載することができます。

第18条 当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがあります。この場合損害を生ずることがあつても当社は、その責を負いません。

第19条 当社が賠償の責を負う場合は、損害が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失に因つて直接に生じた場合に限ります。

② 当社が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかつたことを証明したときは、その責を負いません。

③ 前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとします。

第20条 当社は、次の事由によつて生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害賠償の責を負いません。

1. 委託者の故意又は過失
2. 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、規則等の執行
3. 戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業場閉鎖、その他これに準ずる事由
4. 貨物の性質又は瑕疵
5. 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備
6. 本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵
7. 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由
8. 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故
9. 荷役中の降雨、荒天又は高波浪
10. 保険に付せられた危険